

「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例（仮称）」骨子案に係る県民意見整理台帳

【御意見の反映状況】

区分番号	反映状況の区分	件数
1	条例案に反映するもの	109
2	今後の施策展開の参考とするもの	142
3	既に骨子案に盛り込まれている（又は取組が行われている）もの	71
4	条例案に反映できないもの	66
	計	388

【1】 目的について

整理番号	意見要旨	反映状況	説明
1	法律があるのに条例を作るのなら、何のためという本質的な目的を掲げるべきだ。	3	法律では青少年の喫煙及び飲酒を禁止していますが、その防止のための取組については具体的に規定されていません。この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としています。
2	目的は青少年の健康被害や成長阻害及び非行の防止であって、責務や社会環境の整備は手段ではないか。	3	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、御意見の趣旨も含まれています。
3	大もとの国の責務がまず明らかにされ、その後に県、保護者、事業者の責務が議論されるのではないのか。	4	県域内に適用される条例で国の責務を定めることは難しいものと考えています。
4	「県内青少年喫煙率ゼロ」を明記すべきだ。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。 神奈川県では、「かながわ健康プラン21」の中で、未成年者の喫煙・飲酒を2010年までにゼロとする目標を掲げています。
5	賛成	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
6	よいことだと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
7	法律（未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法）との関係は？	3	法律では青少年の喫煙及び飲酒を禁止していますが、その防止のための取組については具体的に規定されていません。この条例は、より具体的な取組内容を示すことによって、青少年の喫煙・飲酒を効果的に防止しようとするものです。
8	青少年の喫煙・飲酒は社会の責務だが、自己責任であることを認識させることや教育することも目的に加えてほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。 神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
9	目的についてはこの通りだと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
10	昨今の駐車禁止の取り締まりについても法が厳しくなり、駐車違反が激減した。法違反が常態化している状況を脱却するために条例で強化することは有効である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
11	理解を得られるはずの内容である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。

12	国法はあくまでも禁止法であるが、条例骨子案では未然防止のための社会環境整備ということなので意義を感じる。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
13	健全育成も入れた方が良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
14	如何なる防止条例を作ってもザル法である。	2	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としています。御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考とさせていただきます。
15	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
16	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
17	良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
18	賛成する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
19	青少年は市町村で年齢の範囲が異なると聞いたが県内で統一した定義が必要である。また喫煙や飲酒は本人の意思でない場合があるので、目的として意思の問題をどう考えるか明確にする必要もある。	3	この条例では、満20歳に達するまでの者を青少年と定義する予定です。またこの条例骨子案では、誰でも青少年にたばこや酒類を勧めないよう規定しています。
20	既に相当数の喫煙高校生がいる。公平的に防止につながるなら条例化されたい。	3	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としています。
21	なぜこのような条例を整備することにしたのか。その背景を明確に規定すべきではないか。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
22	条例の制定目的は、青少年の健全育成における親や地域社会のあり方を問うもので、意義深い。特に子どもの育成に対する社会の関わりが疎い時代に、大人達の責任を問うものであり、大いに賛成。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
23	未成年者の喫煙や飲酒については国法により既に規制されており、自治体としては本来は県民運動として行うべきであるにもかかわらず、罰則もない防止条例を定めようとするのは行政による一時的な実績づくりとしか思えない。職員のマンパワーを考慮しても県域全体を監視できるとは考えられず実効性も疑問。そのような事務に従事する職員も可哀相。	4	法律では青少年の喫煙及び飲酒を禁止していますが、その防止のための取組については具体的に規定されていません。この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、条例の趣旨・目的を御理解のうえ、御協力をお願いします。
24	少しずつ社会環境が良くなる事を願う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
25	これまでにない取組で良いのではないかと。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
26	神奈川が全国のモデルとなるようしっかりやってもらいたい。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
27	たばこ、酒を売る店を減らす。手軽に買えないように。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、一定の制約のもとで販売が認められているものであり、条例により販売店を減らすことは難しいものと考えています。
28	良いと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
29	ちょっとややこしい。分かりやすい言葉にできないのか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開を図る中で、御理解をいただけるよう取り組んでまいりたいと考えています。

30	県民ひとりひとりが強い意識を持って取り組むべき問題だ。	3	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、県民の皆様の責務も規定させていただく予定です。
31	早く、恐れずやってほしい。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
32	青少年だけでなく全ての人間の喫煙を禁止する。どうしても喫煙したい者は特殊な施設に入って行くことを法で定める。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、ご意見につきましては、この条例に反映することは難しいものと考えています。
33	たばこも酒も現在は未成年者だけの問題ではない。成人についてもたばこはWHOなどの国際機関や民間団体が積極的な取組をしている。国でも健康増進法を制定するなどの取組が進んでいる。一方、飲酒も飲酒運転の事故が絶えず、飲酒時のルールの遵守がマスコミなどでも取り上げられている。こうした中で未成年者だけに絞った条例を定める目的・意味は疑問を感じる。	2	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としています。御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
34	妥当だと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
35	青少年指導育成について市町村の役割、教育機関の責務等、地域に密着した行政指導の強化を明確にし、実効ある条例にする必要があると思う。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
36	未成年者の喫煙や飲酒は健康への害が大きいので条例でその防止を図ることは必要である。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
37	親や友人の親が見ている前など、家の中でなら、と喫煙・飲酒させていることも聞く。事業者だけでなく、一般の人でも取り組むべき問題であることも強調することも必要と思う。	3	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、保護者や県民の皆様の責務も規定させていただく予定です。
38	妥当だろう。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
39	良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
40	社会環境の整備の意味が分からない。なぜこの言葉が入るのか。	2	青少年がたばこや酒類を入手しにくい社会環境を、保護者、事業者、県民、県が一体となって整備するという趣旨で、「社会環境の整備」という言葉を使っています。御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
41	街中の清潔感の保持と平和な暮らしを保つ為にも必要である。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

【2】 年令確認の取組の推進について

整理番号	意見要旨	反映状況	説明
42	賛成	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
43	販売者等に毅然たる取組を期待したい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
44	年令の確認は難しいと思う。他の対策で充分だと思ふ。	4	青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を整備するためには、事業者が販売又は提供する際の年齢確認が確実に実行されるのが重要であると考えています。
45	OK	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
46	確実ではなくとも歯止め効果がかなり期待できるので進めるべきである。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
47	「年齢確認徹底のため、たばこ販売は対面販売に限る」「違反した販売者には罰則を科す」の二点を追記願います。	4	たばこや酒類については、国の許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により対面販売に限ることは難しいものと考えています。
48	問題なし。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
49	年齢確認はぜひとも実施すべきですが、実際はトラブルになりかねないのではないかと思う。対面販売の場合、中高年の販売者が多いため。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
50	本来は規制するものではなく当然実施されるべきものであるが、現状では年齢確認が徹底されていないので趣旨に賛成である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
51	年齢確認の方法として、必ず顔写真が付いている証明書でなければならないか等、具体的に検討しているのか。	3	公的証明書を基本として、どのような証明書が適当であるか検討しております。
52	特に力を入れて取り組むべきである。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
53	具体的に規定することで事業者が呈示を求めていけばやがて定着するのではないか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
54	「青少年と思われる客」よりも、「成人であることが明らかでない客」とした方が厳格に年齢確認できるのではないか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
55	良いと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
56	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
57	証明書は広く考えてほしい。	3	公的証明書を基本として、どのような証明書が適当であるか検討しております。
58	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
59	年齢確認が確立しても大人が買い与えるケースや大人に購入を依頼する青少年がいる。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

60	店の内外にポスター等を大きく目立つように貼り、レジなどでは必ず声かけをするように。証明書の確認も必要である。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
61	明らかに分かる高校生の制服着用時以外は難しいのでは。	2	青少年の喫煙・飲酒を防止するためには、事業者が販売又は提供する際に責任をもって年齢確認を実施することが必要であると考えていますので、事業者の方に積極的な取組をお願いしていきます。
62	証明書には店が独自に発行するカード(飲食店のポイントカードなど)を含めるなど、業界の自主的な取組を尊重するべき。	4	公的証明書を基本として、どのような証明書が適当であるか検討しておりますので、飲食店のポイントカード等を証明書としてただちに認めることは難しいものと考えています。
63	飲食店に職場の人と来たときは、飲酒を断るのは難しい。	2	この条例骨子案では、誰でも青少年にたばこや酒類を勧めてはならないと規定しています。条例施行後は、職場の人が飲酒を勧めることも禁止されますので、十分に周知していきたいと考えています。
64	年齢確認を証明書により行うことは客観性があるので妥当性がある。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
65	年寄りには勇気がいる。県でポスター等を配れないか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
66	難しいと思う。ポスターやシールで予防する措置を講じるべき。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
67	条例ができた事実を買い物客に告知しないと店が大変である。住民への徹底的な周知活動を。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
68	コンビニなどでは年齢確認をすと書かれているので、10代の人が買いにくいと言っている。こういうのを広げると良い。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
69	免許証はたいていの大人が持っているので良いと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
70	良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
71	成人であってもパスポートも見せなければ酒類が購入できないアメリカで、いらいらする事すらあったが、それだけの厳しいチェックが必要だと感じた。県としての年齢確認の早期実施を期待する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
72	難しいかも知れないがいけないことはいけないと、きちんとやるべきである。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
73	店舗ではたばこ・酒は売らない。国営店で高い税をかけて販売する。	4	たばこや酒類については、国の許可又は免許により販売が認められているものであり、条例によりたばこ又は酒類の販売自体を規制することは難しいものと考えています。
74	年齢確認は一番早く確実に取り組める。店の協力が必要である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
75	法律の遵守徹底を行うことがまずは大切。	2	法律では青少年の喫煙及び飲酒を禁止していますが、その防止のための取組については具体的に規定されていません。この条例は、より具体的な取組内容を示すことによって、青少年の喫煙・飲酒を効果的に防止しようとするもので、条例の周知により法律の趣旨もより徹底されるものと考えています。
76	妥当である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。

77	大賛成である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
78	たばこや酒を扱う店への周知・徹底してほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
79	保険証は顔写真がないので望ましくない。顔写真付きの証明書が適当である。	3	公的証明書を基本として、どのような証明書が適当であるか、顔写真付きの証明書も含め、検討しております。
80	年齢確認は必要だが、証明書を持っていない人はどうするのか、その場合の対応を周知する必要がある。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
81	青少年への上手な断り方の周知が必要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
82	妥当だろう。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
83	良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
84	社会の規範意識を高める意味からも身分証による年齢確認は望ましい。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
85	大いに賛成する。現状として確認をほとんどしていない店も多く存在しているのでそうした事業者に対する厳しい対応を考えることが取組の推進になる。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
86	身分証を貸すことのないよう、特に保護者への徹底が必要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
87	量販店では年齢確認は現実的ではない。あえて規制をといるならコンビニ等で特に中学高校の近くなどの店で強化する程度だろう。	2	この条例では、販売又は提供を行う全ての事業者の方に年齢確認を徹底していただくことになっておりますので、今後、量販店を含めて十分な周知を図っていきたいと考えております。
88	良い事だと思うが何を基準にして確認するのか非常に難しいのではないか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
89	注意しても年齢をごまかすから、それ以上は言えない。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

【3】自動販売機対策の推進

整理番号	意見要旨	反映状況	説明
90	「一定の装置」の費用負担と技術を明確にしてほしい。	1	たばこや酒類の自動販売機に年齢確認が可能な一定の装置を取り付ける費用は、事業者が負担すべきものと考えています。また、装置については、ICカード等による識別装置を義務付けることとしたいと考えております。ご意見につきましては、条例案又は施行規則案に反映させていただきます。
91	賛成	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
92	酒類の自動販売機もたばこの自動販売機同様、時間制限にて販売してはどうか。	3	酒類販売店に置かれている酒類の自動販売機についても、たばこ自動販売機と同様に23時から翌日5時まで販売を自粛しており、国税庁によると、販売自粛率は100%となっています。
93	自動販売機はなくても良いと思う。コンビニがどこにでもある時代、大人が買うには不自由なく、また未成年確認が店頭でできる。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
94	無人の自販機に実効ある装置が開発されているのか。身分証明書を借用すればOKになってしまうのではないか。	2	この条例では、年齢確認が可能な装置として、ICカード等による識別装置を義務付けることとしたいと考えております。他人にカード等を貸すことは発行者により禁止されているものですが、県としてもそのようなことの無いよう、周知啓発してまいりたいと考えています。
95	販売機を置くこと自体を考え直すべきだと思うが。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
96	自動販売機の禁止！	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
97	今現在のままで良いと思う	4	青少年の喫煙や飲酒の防止をより効果的に進めるためには、全てのたばこや酒類の自動販売機について、青少年が容易に入手できないような取組を義務付けることが必要であるとと考えています。
98	客の年齢確認が可能な一定の装置が付けられるのか疑問だ。販売機を置かないことを原則とすべき。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。なお、県としては、たばこや酒類の自動販売機に年齢確認が可能な装置を付加するよう指導していきたいと考えています。
99	自動販売機での販売をやめさせるだけなら、全部撤去すればいい。そうすれば買いたくても買えない。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
100	確実でなくとも歯止め効果がかなり期待できるので進めるべきである。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。

101	自動販売機での販売はやめること。年齢確認装置を付けたとしても売り手の自己満足に過ぎず、抜け道はいくらでもある。日本中どこへ行っても自販機であふれている。世界中でこんな国はない。青少年の喫煙・飲酒の最大の防止策は自販機をなくすことだ。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
102	たばこ自販機は全廃すべきだ。年齢識別カードは売買の間市場をつくるだけで、青少年対策とはならない。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。また、他人にカード等を貸すことは発行者により禁止されているものですが、県としてもそのようなことの無いよう、周知啓発してまいりたいと考えています。
103	自動販売機は撤去し、店内販売のみとして対策とする。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
104	年齢識別カードの運営が適正に行われる担保をする条項を追加すべき。年齢識別カードを管理するのがたばこ協会で、集められた個人情報なたばこ産業の業務上必要な範囲で利用することとされており、例えば、禁煙しようとして買わなくなった消費者にサンプルのたばこを送付するなどして禁煙を妨害するかも知れない。	2	関係業界による年齢識別カード発行に伴う個人情報の取扱いについては、関係法令に従って適正に管理するよう申し入れを行うなど、今後の施策展開の参考にさせていただきます。
105	年齢確認できる装置を必ず設置するようにし、未設置の自販機は除却するくらいの手段が必要だ。	3	この条例に基づき、たばこや酒類の自動販売機に年齢確認が可能な装置を付加するよう指導していきたいと考えています。
106	年齢確認機能を付けるくらいなら自販機での販売を止めた方が良いのではないのでしょうか。機能を付ける時間と資金がかかりすぎ。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所の規制等の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
107	年齢確認が可能な装置を徹底させるべきである。	3	この条例に基づき、たばこや酒類の自動販売機に年齢確認が可能な装置を付加するよう指導していきたいと考えています。
108	若者が頻繁に出入りする場所には極力設置しないようにすべきではないか。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められており、条例により設置場所を制限することは難しいものと考えております。
109	業界の社会的責任として求めていくこと。	3	この条例では、事業者の責務として自主的な取組を促すとともに、たばこや酒類の自動販売機に年齢確認が可能な装置を付加することを義務付けることにしており、関係業界の責務を規定しています。
110	青少年の購入を完全に防ぐことは出来ないかも知れないが一定の効果はある。本来たばこ業界側で自主的に取り組むべきだ。	2	年齢確認の徹底に向け、条例による取組のほか、事業者側の自主的な取組も促進したいと考えております。
111	年齢確認が可能な一定の装置とは何か。具体的に説明するのか。	1	装置については、ICカード等による識別装置を義務付けることとして考えております。ご意見につきましては、条例案又は施行規則案に反映させていただきます。
112	施設内に設置されている自動販売機に対してはどのような対策を講じるのが明らかにされていない。	3	この条例では、全てのたばこや酒類の自動販売機について、青少年が容易に入手できないような取組をお願いすることとしています。
113	屋内自販機は、受付場所などから利用者が見えるところに置かれていることが多いので、業者の賛同が得られるのだろうか。	2	この条例では、全てのたばこや酒類の自動販売機について、青少年が容易に入手できないような取組をお願いすることとしています。事業者の方の御理解が得られるよう、御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

114	成人識別の促進を県として進めてほしい。成人の利便性と未成年対策の両立を。	2	この条例は、県内の全てのたばこや酒類自動販売機に成人識別装置を義務付けるものです。青少年の喫煙や飲酒を防止するためには、大人が多少の不便を甘受することも必要ですが、御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
115	自動販売機の設置場所の制限はできないのか。公共機関や道路、学校の周辺など規制できないか。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められており、条例により設置場所を制限することは難しいものと考えております。
116	未成年者の入手経路は自販機の割合が高いので早期に成人識別装置を導入するよう条例で規制するべきである。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
117	自動販売機を設置又は管理する者は、県に自動販売機の設置等について届出しなくてはならない、を追加するべき。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められており、条例により設置を届出させることは難しいものと考えています。
118	全ての者が設置する自販機に成人識別を義務付けることは一歩前進だが、完全に防止することはできない。将来的に自販機自体を減少させるためには、新規設置や更新を行わないよう努めるものとする規定を追加すべき。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められており、条例に自動販売機を減少させるような規定を置くことは難しいものと考えています。
119	可能であれば進めるべき。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
120	人の目に触れない場所への設置は控えるべき。	3	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、自動販売機を設置する場所に一定の制約があります。
121	夜間などに子どもがたばこ・酒を購入できるような設置場所は禁止、または時間帯を決めての販売禁止。	3	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められており、条例により設置場所を制限することは難しいものと考えております。なお、たばこや酒類の自動販売機は23時から翌日5時まで販売自粛の取組が行われています。
122	全ての自動販売機を撤去すべき。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
123	基本的には賛同するが、一定の装置を付ければ良いということで逆に自販機が増えそう。	2	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機が増加することはありませんが、条例の趣旨をお知らせする際に誤解のないよう、御意見につきましては、今後の施策展開の参考にさせていただきます。
124	屋外に置いてある自販機だけ規制すればいいのではないか。	4	この条例では、全てのたばこや酒類の自動販売機について、青少年が容易に入手できないような取組をお願いすることにしています。
125	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
126	自動販売機の識別機能が徹底されるには啓発や周知が必要。青少年が買いやすい屋外自販機を中心に実態把握を行うべき。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
127	自販機の撤去が望ましいがまずは運動の第一歩として評価する。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
128	多くの青少年が自販機から購入している現状を見ると重要な対策であると思うが、大人が与えるケースもある。	2	この条例骨子案では、誰でも青少年にたばこや酒類を勧めてはならないと規定しており、大人が与えることも禁止されますが、今後、十分な周知を図りたいと考えております。

129	自動販売機だけが悪と決めつけるのはおかしい。	2	この条例は、自動販売機だけを対象としているのではなく、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的として、それぞれの取組をお願いすることになっています。
130	自動販売機を設置している者にも年齢確認する義務を付けてはどうか。	3	自動販売機によりたばこ又は酒類を販売する者は、国によりたばこや酒類の販売許可又は免許を受けた者であり、これらの者は条例によりたばこや酒類の販売にあたって年齢確認の義務を負うことになります。
131	販売時間の制限を設けることは必要かも。	3	たばこや酒類の自動販売機は、各販売店において23時から翌日5時まで販売自粛の取組が行われています。
132	室内に設置する自販機は国の指導により外部から見えなような場所に置かれており、青少年が容易に入手できないように措置されているため、規制の対象とすべきでない。ただ、カラオケなど青少年が立ち入る場所については対象とすべき。	4	この条例では、全てのたばこや酒類の自動販売機について、青少年が容易に入手できないような取組をお願いすることになっています。
133	飲酒運転が問題となっており、酒類の自販機は屋外に置くべきではないと思う。ただし、屋内の自販機はやむを得ないのではないか。	4	この条例では、全てのたばこや酒類の自動販売機について、青少年が容易に入手できないような取組をお願いすることになっています。
134	屋外の酒の自販機は撤廃するべき。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所の規制等の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
135	モニターが取り付けられた自販機で不良雑誌が売られている。これは販売する側が見ているというだけで、販売者が見ていなければノーチェックになる。青少年の購入排除の仕組みが出来ているとは言えない。販売システムは機械的に条件合致で決めるものだけに限定するべき。	1	装置については、ICカード等による識別装置を義務付けることとしたいと考えております。ご意見につきましては、条例案又は施行規則案に反映させていただきます。
136	識別装置できない零細な店はずぶれる。もう少し景気が回復するまで中小零細店には猶予が必要か。	2	条例の施行までに一定の周知期間を設けますので、御意見につきましては、関係業界団体等と十分調整させていただきます。
137	たばこや酒を売って生活している人には自販機の改造は苦しい。一定の猶予期間を設けてあげたらどうか。	2	条例の施行までに一定の周知期間を設けますので、御意見につきましては、関係業界団体等と十分調整させていただきます。
138	自動販売機は会社で大人が買うなど建物内に限定し、道路沿いなどは撤去が良い。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められており、条例により設置場所を制限することは難しいものと考えております。
139	特にたばこは自販機をなくしてほしい。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
140	自動販売機で簡単に買えないようになるので良い条例と思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
141	良いと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
142	年齢確認と自販機対策は両方同時にやらないと成果が出ないと思う。	2	この条例では年齢確認の徹底、自動販売機への年齢識別装置の義務付けの両方を規定しています。施行時期については、実施可能なものから先に取り組んでいくことも考えています。
143	そのようにすべきだと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。

144	自動販売機の撤廃の促進。撤廃の一語に尽きる。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所の規制等の制約のもとで自動販売機による販売が認められているものであり、条例により自動販売機をなくすことは難しいものと考えています。
145	年齢識別は今のITシステムでは可能なのか。	3	この条例では、ICカード等による識別装置を自動販売機に取り付けるよう義務付けることとしたいと考えており、年齢確認は十分にできるものと考えております。
146	機械が問題なのではなく、ルールを守らない子どもに皆が声をかけられない社会が問題。条例の強制力では健全な社会はできないと思う。	3	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、県民の皆様にも、身近な青少年への声かけなどに努めていただきたいと考えております。
147	装置の取付は費用がかかるため、義務付けしないと普及は見込めない。取付にあたっては費用の援助が必要。	4	たばこや酒類の自動販売機に年齢確認が可能な一定の装置を取り付ける費用は、事業者が負担すべきものと考えています。
148	屋内自販機の中には、青少年があまり利用しない施設に置かれている場合もあるので、そういう自販機は管理徹底を指導する程度にとどめることも考えられる。	4	この条例では、全てのたばこや酒類の自動販売機について、青少年が容易に入手できないような取組をお願いすることにしています。
149	自販機での販売を自粛すべきという方向を打ち出してほしい。その手前の段階として年齢確認装置は賛成。	3	この条例では、ICカード等による識別装置を自動販売機に取り付けることを義務付けることとしたいと考えており、年齢確認は十分にできるものと考えております。
150	年齢確認が可能な自販機が100%設置されることに賛成。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
151	設置場所の制限の強化や販売時間の設定延長などの工夫が必要。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められており、条例により設置場所を制限することは難しいものと考えております。たばこや酒類の自動販売機は、各販売店において23時から翌日5時まで販売自粛の取組が行われており、時間の変更等は自主的取組の中で決めていただくものと考えております。
152	どこまで本人確認できるのか。個人情報とつなげるくらいまでしないと難しいのでは。	3	この条例では、ICカード等による識別装置を自動販売機に取り付けることを義務付けることとしたいと考えており、年齢確認は十分にできるものと考えております。
153	年齢確認装置を取り付けることは有効である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
154	自動販売機の設置場所を制限するべき。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許により、設置場所等の一定の制約のもとで自動販売機による販売が認められており、条例により設置場所を制限することは難しいものと考えております。
155	妥当だろう。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
156	良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
157	対面販売だけでなく自販機対策を取らねば実効性があがらないため、自販機対策は条例に盛り込んだ方が良い。	3	この条例では、対面販売や提供の際に年齢確認の取組を徹底していただくほか、たばこや酒類の自動販売機に年齢確認が可能な一定の装置を付加することを義務付けることにしています。
158	良いと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
159	室内の自販機まで調査することは難しいと思う。	4	この条例では、全てのたばこや酒類の自動販売機について、青少年が容易に入手できないような取組をお願いすることにしています。

160	コンビニがあるから夜間の自販機の停止などをしては無駄である。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
-----	--------------------------------	---	---

【4】 青少年に対する勧誘助長行為の禁止について

整理番号	意見要旨	反映状況	説明
161	親のための買物を制限しないような工夫をしてほしい。	4	いわゆるお遣いは、子どもにとって社会体験の一つではありますが、たばこや酒類を買うことへの抵抗感を下げたことも考えられますので、保護者の方にも、健康上の理由等により買い物に出かけられない等、やむを得ない場合を除き、お遣いの依頼も控えていただきたいと思います。
162	賛成	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
163	勧めた者に対する罰則を厳しくすればよいと思う。	4	国法では、保護者が勧めた場合には罰則が適用されます。この条例では保護者への罰則を厳しくしたり、その他の方に対する罰則は考えておりません。
164	飲酒運転と同様に世間が勧めてはいけない意識がまだ薄いと思うので、お酒やたばこを勧める側の罰則規定があった方がよいのでは。	4	国法では、保護者が勧めた場合には罰則が適用されます。この条例では保護者への罰則を厳しくしたり、その他の方に対する罰則は考えておりません。
165	「むやみやたらに」買うことを依頼してはならないとありますが、「むやみやたら」でなければ良いのか。「依頼してはならない」で良いと思う。	4	家族の健康上の理由等により買い物に出かけられない等、やむを得ない場合も考えられるので、全面的な禁止は難しいものと考えております。
166	レストランやファストフード店での喫煙席で高校生が喫煙している。場所の提供の禁止条項により事業者を指導し、事業者の自主的な取組をさせるようにするべきである。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
167	確実ではなくとも歯止め効果が期待できるので勧めるべき。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
168	ファーストフード店などの喫煙席で未成年者が喫煙している。事業者を適切に指導し、事業者にお断り表示などをさせるようにするべきである。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
169	問題なし賛成。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
170	青少年に酒類・たばこの購入を依頼することを大人がまず避けることを意識のうちにに入れておきたい。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
171	青少年が集団で喫煙している場所(コンビニの駐車場など)を把握し、解消していくなどの具体策が必要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
172	大人としてやってはいけないこととして明記することが必要。	3	この骨子案では、誰でも青少年に喫煙や飲酒を勧めるなどの行為をしないよう明記しています。
173	勧誘行為と依頼行為のみ規制すれば良い。場所を与える行為はどういうことを指しているか不明であり、不必要な規制はやめるべき。	4	たばこや酒類を販売・提供する行為のみでなく、喫煙や飲酒が行われることを知りながら青少年に場所を与える行為についても禁止すべきであると考えています。
174	何人も～してはならないという規定ぶりは当然のことである。また理由もなくお遣いを頼んではならない。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
175	意識付けが大切であり、積極的な普及啓発が重要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
176	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。

177	当たり前。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
178	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
179	アルバイト等でも、飲酒ができる場所で募集をかけてはいけない。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
180	働いている青少年は飲酒もやむを得ない場合がある。	4	この条例では、誰でも青少年にたばこや酒類を勧めないよう規定することしており、職場の付き合いの中であっても、成人の方が青少年に飲酒を勧めないよう注意していただきたいと考えています。
181	むやみやたらに買うことを依頼してはならない、では分かりにくい。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
182	良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
183	禁止するほど悪いことなのか。いけない理由が良く分からない。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としています。青少年にたばこや酒類を勧めたり、そのための場所を与えたり、また正当な理由もなく買い物を依頼したりする行為が、社会環境づくりの大きな支障となることは明らかであり、これらの行為を抑止するため、禁止することが妥当であると考えています。
184	禁止するほどのことなのか分からない。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としています。青少年にたばこや酒類を勧めたり、そのための場所を与えたり、また正当な理由もなく買い物を依頼したりする行為が、社会環境づくりの大きな支障となることは明らかであり、これらの行為を抑止するため、禁止することが妥当であると考えています。
185	買物を頼むのもいけないというのはちょっとどうか。	4	いわゆるお遣いは、子どもにとって社会体験の一つではありますが、たばこや酒類を買うことへの抵抗感を下げても考えられますので、保護者の方にも、健康上の理由等により買い物に出かけられない等、やむを得ない場合を除き、お遣いの依頼も控えていただきたいと考えています。
186	例えば親が自分の子どもに、ついでにたばこや酒のお遣いを頼むことまで一律に禁止するのは行き過ぎではないか。	4	いわゆるお遣いは、子どもにとって社会体験の一つではありますが、たばこや酒類を買うことへの抵抗感を下げても考えられますので、保護者の方にも、健康上の理由等により買い物に出かけられない等、やむを得ない場合を除き、お遣いの依頼も控えていただきたいと考えています。
187	むやみやたらに、は分かりにくい。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
188	年齢確認義務が実行されれば、お遣いは頼めなくなるので、不要ではないか。	4	いわゆるお遣いは、子どもにとって社会体験の一つではありますが、たばこや酒類を買うことへの抵抗感を下げても考えられます。年齢確認が徹底された場合であっても、保護者の方にはお遣いの依頼を控えていただきたいと考えています。
189	これをきちんとしないと年齢確認の意味がなくなる。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
190	当然のこと。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
191	客に酒を勧める飲食店がある。むやみに飲酒を勧めないよう手だてを考えられないか。	2	この条例では、誰でも青少年に飲酒を進めることを禁止する予定ですが、御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
192	妥当だと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。

193	未成年者の喫煙飲酒を甘くみる社会風潮があるので条例で禁止することは有効である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
194	青少年に酒類・たばこの購入を依頼することを許容する余地があるように読めるが、どういう場合に許容されるのか。	2	家族の健康上の理由により買い物に出かけられない場合等、やむを得ない場合を除き、お遣いの依頼も控えていただきたいとの趣旨ですが、御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考とさせていただきます。
195	妥当である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
196	良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
197	場所を与えることを禁止することは良いと思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
198	買物の依頼は、年齢確認が進めばあえて規定する必要はないのではないか。	4	いわゆるお遣いは、子どもにとって社会体験の一つではありますが、たばこや酒類を買うことへの抵抗感を下げても考えられます。年齢確認が徹底された場合であっても、保護者の方にはお遣いの依頼を控えていただきたいと考えています。
199	保護者がしっかりしていれば、タバコを吸うような子どもにはならない。又、周りの人も注意が出来るようにならなければいけない。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
200	勧誘助長行為も有罪にすることを求める。	4	国法では、保護者が勧めた場合には罰則が適用されます。この条例では保護者への罰則を厳しくしたり、その他の方に対する罰則は考えておりません。

【5】 県、保護者、事業者、県民による一体的取組の推進について

整理番号	意見要旨	反映状況	説明
201	地元自治会の協力・理解も重要ではないか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
202	青少年の喫煙を注意すると、逆に暴力をふるわれたりいいがかりをつけられたりするのが当たり前となっている。この点が改善されない限り、県民による声かけは協力を得られない。	2	近所のお子さんなど顔見知りの青少年が喫煙・飲酒をしないよう日ごろからお話しいただくなど、できることから取り組んでいただくようお願いする趣旨で規定を置くものです。御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
203	未成年者自身の責任を含める必要があると思う。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、青少年自身の責任を規定することは考えておりません。
204	大人のマナー改善も必要では。そのような制度を決められないのか。	3	青少年を教育していただくという骨子案の趣旨には、大人としてマナーを守ることを求める意味等も込められています。
205	あるファミレスで未成年らしき男子4人が喫煙席に座ったところ、店員が丁寧に話し灰皿を片付け、男子グループもそれに従った。見逃すことなく積極的に注意する姿勢も必要と感じる。	3	この条例では、事業者として自ら取り組んでいただくことも求めることにしています。県としても、御意見のような取組がより多くの事業者に広まるよう、関係業界に自主的取組の強化を要請していきたいと考えています。
206	保護者が喫煙や飲酒をしないよう目配りや注意をする。地区の人にも目配り、注意などをお願いする。	3	この条例では、保護者はもちろん、地域の方々にも県民として目配りなどをお願いすることにしています。
207	今現在の取組で良いと思う。	4	県では、青少年の喫煙・飲酒の防止をより効果的に進めるため、県、保護者、事業者、県民が一体となって取り組むことが必要であると考えています。
208	「努めていただきます」でなく、「～ならない」にした方が良いのではないのか。	2	条例の表現については社会的要請の度合い等を考慮して決めています。御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
209	事業者のみに義務付けをしても、県民・保護者に対する啓発をやらないと効果が出ない。	3	事業者の責務の他、保護者、県民及び県の責務についても規定しており、効果的な周知啓発も実施できるよう検討しております。
210	ステークホルダーへの周知が必須となる。特に当事者となる青少年と保護者の意識改革のための周知・啓発が最も重要である。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
211	たばこ・酒について売る側の責任を明記すること。	3	販売者等の責務については、既に現在の条例骨子案の考え方に含まれています。
212	青少年の問題は保護者の責任が重要という認識を持たせるべきである。	3	保護者の責務については、既に現在の条例骨子案の考え方に含まれています。
213	問題なし賛成。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
214	特に保護者への啓発が重要。また酒販業者や飲食店等についてはアルバイト店員も含めた周知と対応の徹底が必要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
215	特に保護者への啓発は重要である。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

216	事業者と一体的に取り組むのは不適切である。たばこ産業とともにたばこ対策に取り組むことは泥棒と泥棒対策をするようなもので、信じたら身包みはがされてしまう。WHOもたばこ産業の未成年者喫煙キャンペーンに協力してはならないと警告している。事業者と一体となるという条項の削除を。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、関係業界の協力が必要であると考えています。
217	まず保護者が自分の子どもに喫煙や飲酒の健康被害について教育することが必要だと思う。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
218	青少年の問題行動は大人社会の反映である。まず大人、保護者が姿勢を示すことが必要。	3	御意見につきましては、既に現在の条例骨子案において、保護者や県民の責務の考え方に含まれています。
219	四者が互いに協力しなければ達成できない課題である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
220	たばこに比べて酒への保護者の認識の甘さが目立つ。中学段階で飲酒が5割を超えるのは由々しき事態。学校でも飲酒対策を教えていないので改善を。	2	この条例は、青少年の喫煙・飲酒防止のための社会環境を作り上げていくことを目的としておりますので、御意見につきましては、今後の具体的な施策展開の中で関係部局と協力して取り組んでまいります。 神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
221	青少年が喫煙や飲酒の場面を見ないようにすることが必要。公共の場所での喫煙・飲酒の禁止など。	2	この条例は、青少年の喫煙・飲酒防止のための社会環境を作り上げていくことを目的としておりますので、御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
222	社会環境の整備には各者の協力が必要。各者の責務も妥当。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
223	県は総合的な施策を実施した後、概ね1年ごとに推進状況を把握し、関係機関や関係団体に推進状況を公開し、一体的取組の効果的推進を図る、との規定を追加すべき。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
224	保護者の責任である。	3	保護者の責務については、既に現在の条例骨子案の考え方に含まれています。
225	家だけなら良いという指導の仕方が青少年を迷わせることになっている。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
226	子どもから募集したポスターや標語等で運動するのも良い方法だと思う。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
227	保護者が強い責任を持って子どもの喫煙や飲酒を禁止するよう、もっと親の責任を強めた文章にした方が良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
228	喫煙や飲酒をしている人をどのように注意できるのか、それだけでなく怖い世の中である。	2	近所のお子さんなど顔見知りの青少年が喫煙・飲酒をしないよう日ごろからお話しいただくなど、できるところから取り組んでいただくようお願いする趣旨で規定を置くものです。御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
229	自由主義を間違えている大人達が何を言う、と思う反面、喫煙・飲酒の被害は大人・子どもの両方に関係あることだ。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
230	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
231	保護者が目配りしていればこんな条例はいらない。	3	保護者の責務については、既に現在の条例骨子案の考え方に含まれています。
232	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。

233	事業者や保護者への十分な周知を願いたい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
234	親と子の交流が人に対する思いやり、優しさを醸成し、子どもの行動を変える。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
235	青少年だけでなく、大人のレベルアップも考えてみてほしい。	3	青少年を教育していただくという骨子案の趣旨には、大人としてマナーを守ること等を求める意味等も込められています。
236	環境づくりをより具体的にするために、各自治体現場から問題点を吸い上げ改善する仕組みを明確に規定してほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
237	まずは自分の子どもから目配り・注意を続けることが大事。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
238	学校・保護者と連携し、学校内で呼びかけをし、体育館等で説明会を開く。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
239	地域のスポーツ団体の協力を得る。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
240	特に事業者の積極的な自主的取組を取り上げ、他の事業者への動機付けを図るべき。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
241	保護者、大人に努力を求めている、地域社会全体での取組を意識したものであると思う。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
242	啓蒙や教育が大切。最近の保護者は目に余る。娘と同じようなならしない格好で歩いている。再教育が必要だ。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
243	それぞれが自覚することが大事。条例に書くだけでなく、しっかりと啓発を。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
244	何がどういけないのか、分かりやすく県民にメッセージを。県のたよりなどに掲載してはどうか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
245	啓蒙が大切。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
246	啓蒙が大切。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
247	ここでいう県には、県立学校や警察も普通は入ると思うが。	3	関係機関の中に含まれています。
248	事業者は取り組まなくてはならない。	3	この条例では、事業者の方にさまざまな取組をお願いすることにしています。
249	第一義的に親の責務を強くするような文言を入れてほしい。次に教師への指導強化。	3	この骨子案では、県に次いで保護者の方の責務を規定しています。教育関係者への条例の周知・指導等については、関係機関等と連携して取り組んでまいります。
250	中学や高校では校則の厳格な適用を図るような指導が重要。	2	この条例は、青少年の喫煙・飲酒防止のための社会環境を作り上げていくことを目的としておりますので、御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
251	保護者は子どもの監督責任があり、祝いの席であっても未成年者に飲酒させてはいけません。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

252	条例で定めるまでもなく当然のこと。条例を定めて行政として責務を果たしたという姿勢に終わらないこと。	3	今後、条例の趣旨が生きるよう、総合的な施策推進に努めていきます。
253	既に全国的に取り組んでいることだけに、あえて条例に取り込むことなのか。宣伝効果も一時的なものに終わるのではないか。	2	既に法律に基づく取組が全国的に行われているにもかかわらず、効果が現れていないため、条例の制定により、より効果的に青少年の喫煙や飲酒を防止することにしたものです。取組効果が一時的にならないよう、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていけるよう、施策展開を図ります。
254	妥当である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
255	市町村の役割意識、指導関係機関の体制の充実を。地域環境を重点に情報がとりやすい連携を。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
256	保護者自身が喫煙者である場合、子どもに喫煙を厳しく指導できない傾向がある。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
257	事業者の意識が高くても、従業員(コンビニ店員など)の意識が低いところもある。従業員への教育についても盛り込んではどうか。	3	この条例では、事業者として自ら取り組んでいただくことも求めることにしています。県としても、関係業界に対し、従業員への教育など自主的取組の強化を要請していきたいと考えています。
258	保護者や青少年に対する啓発が重要である。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
259	妥当だろう。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
260	良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
261	県民が注意することは困難な面がある。	2	近所のお子さんなど顔見知りの青少年が喫煙・飲酒をしないよう日ごろからお話しいただくなど、できるところから取り組んでいただくようお願いする趣旨で規定を置くものです。御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開にあたって参考とさせていただきます。
262	関係者が一体的に取り組む規定は必要である。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
263	目標は具体的に示されているのに「努める」という言葉があいまいに感じる。目標を実現させるために努める内容、行動を具体的に示すべき。	2	条例の表現については社会的要請の度合い等を考慮して決めています。御意見につきましては、今後の社会環境の変化に併せた施策展開の参考にさせていただきます。
264	四者一体の取組を大いに歓迎する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
265	保護者の意識の高揚が必要ではないか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
266	良い事だと思うがまず保護者だと思う。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

【6】実効性を高めるための取組について

整理番号	意見要旨	反映状況	説明
267	未成年者の喫煙・飲酒には本人に対する労役等の罰則を設ければ効果が高いと思う。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、青少年本人に対する罰則を規定することは考えておりません。
268	年齢確認や自販機対策を義務付けるのであれば、指導や勧告だけでは不十分。それなりの行政処分などを規定し、守らせるようにしなければ意味がないと思う。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
269	保護者に対するペナルティの創設が必要。喫煙・飲酒は家庭の問題である。	4	保護者が青少年の喫煙及び飲酒を制止しなかった場合には、法律で料金が科せられることになっていますので、条例でさらに罰則を科すことは難しいものと考えています。
270	青少年に売った場合の罰則を明記すること。	3	青少年に販売した場合には、法律により既に罰則が定められています。
271	罰則を規定しなければ意味がない。	3	事業者が青少年に販売又は提供した場合等には、法律により既に罰則が定められています。この条例では、指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
272	問題なし賛成	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
273	事業者への指導・勧告では実効性を確保できない。何らかのペナルティが必要である。刑事罰でなくても行政処分による対応は可能なはず。ペナルティの効力により酒販業や飲食店における周知、対応の実効性が左右される。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
274	罰則規定がなければ単なる規範条例であって効果が薄いのではないか。実効性の伴わない条例をいくら作っても意味がない。	3	事業者が青少年に販売又は提供した場合等には、法律により既に罰則が定められています。この条例では、指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
275	指導・勧告では手ぬるいような気がする。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
276	事業者や保護者のみならず青少年本人に対する罰則を設けるくらいの意気込みがあっても良い。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくために制定しようとするものですので、青少年本人に対する罰則を規定することは考えておりません。
277	指導に従わない青少年に対して強制力を持つ仕組みを設けた方が良い。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくために制定しようとするものですので、青少年本人に対する何らかの強制措置を規定することは考えておりません。
278	酒やたばこを販売している店や自動販売機は県内にたくさんあるのでどこまで調査し指導できるのか疑問。形だけの条例にならないよう望む。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
279	罰則よりは行政指導の方が良い。条例施行後の状況を見定めてから罰則は検討すべき。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
280	未成年者喫煙禁止法及び未成年者飲酒禁止法を所管する県警本部との連携が必要である。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

281	条例が徹底されているかどうか、実態を把握することが最重要。分からない状況で指導ができるのか。予算をケチらず調査・指導を徹底してほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
282	指導と勧告を行うべき。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
283	業界との協調関係が重要。	3	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくために制定しようとするものであり、実効性の確保のためには関係業界の協力が必要であると考えています。
284	事業者への指導勧告では実効性を確保できないので、何らかのペナルティが必要である。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みも検討させていただきます。
285	指導、勧告、報告を求める、調査を行う、は必須事項。氏名の公表も必要だと感じるが、刑事罰を科すのは適切な措置とは思えない。	3	事業者が青少年に販売又は提供した場合等には、法律により既に罰則が定められています。この条例では、指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
286	県は、調査結果を踏まえ、関係機関や関係団体に対し、指導や勧告を行った内容を通知し、実効性を高めることに努める、と規定するべき。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
287	勧告のみでは効き目がないのでは？	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
288	酒を提供する業者に対しての取締りを徹底的に行うべき。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
289	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
290	賛同する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
291	未成年者の飲酒率の高さに驚いた。必ず実効性が確保されることを期待する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
292	ぜひ効果のあがる取組をお願いしたい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
293	神奈川県だけでなく、関東全域でしっかりチェックする連携が必要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
294	販売側の協力を取り付けること。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
295	実効性を高めるには事業者の自主的な取組を促す施策が必要であり、行政による強制は避けるべきである。	3	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、実効性を高めるためにも、事業者の自主的な取組を促す規定を設けることにしています。こうした取組の趣旨を御理解いただくため、指導・勧告等の規定も設けることにしています。
296	一定の強制力が発揮できるよう、悪質な場合の氏名公表も一策ではないか。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
297	ある程度の取締りは仕方がない。悪質な業者は警察に引き渡しを。	3	事業者が青少年に販売又は提供した場合等には、法律により警察の取り締まりの対象になります。この条例では、指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。

298	違反者に対して勧告しても聞かない場合はどうするのか。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
299	勧告されて発表されては大変なので業者は守ると思うが、急な条例なので十分な周知期間が必要だ。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
300	指導頑張ってください。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
301	指導は大変だと思うが頑張してほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
302	勧告したことは公表されるのか。悪質な業者は住民に教えてほしい。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
303	必要な措置を講じない悪質な事業者名は公表した方がよい。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
304	調査指導も必要があればやむを得ない。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
305	条例は法律の範囲内で罰則を設けることができる。遵守しない場合のペナルティを設けるべきで、お題目だけではもったいない。	3	事業者が青少年に販売又は提供した場合等には、法律により既に罰則が定められています。この条例では、指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
306	調査指導を行う場合は、県下一斉にやらないと宣伝効果もない。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
307	罰則規定がない条例でどこまで効果があるか疑問。	3	事業者が青少年に販売又は提供した場合等には、法律により既に罰則が定められています。この条例では、指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
308	行政処分は必要だが、罰則は不要である。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
309	違反者は免許取り消しも検討してよいのではないか。	3	たばこや酒類については、国の許可又は免許により販売が認められているものであり、条例によりたばこ又は酒類の販売許可又は免許を取り消すことは難しいものと考えていますが、既に未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法に違反し罰金刑を受けた販売業者は、許可又は免許が取り消されることになっています。
310	継続的に実効性をチェックする仕組みを作ること。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
311	調査や指導勧告だけでなく罰則も検討すること。	3	事業者が青少年に販売又は提供した場合等には、法律により既に罰則が定められています。この条例では、指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
312	指導勧告に従わない事業者については事業者名を公表する等の対応が必要。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
313	神奈川県だけでなく全国に広がるようにしてほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
314	指導勧告だけでは実効性が確保できないので、ペナルティが必要である。	1	指導・勧告に従っていただくための仕組みを検討させていただきます。
315	指導や勧告などの行政処分は必要だが、刑事罰には反対する。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。

316	良い。	1	御意見につきましては、条例案に反映させていただきます。
317	規制的な内容の条例であり、質、量ともに充実した広報、周知を図り、県民、事業者に理解を得ることが必要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
318	実効性を高めるためには実態調査も充実するべき。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
319	実効性を高めるために調査は当然であるが、期間や頻度があいまいなので、定期的に、などを加えられないのか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

【7】自由意見

整理番号	意見要旨	反映状況	説明
320	この条例は非行防止を主眼としているのか、健康面に主眼を置いているのか、両方なのか。仮に健康面にも配慮するならば、大人の喫煙上の注意義務も必要。例えば、青少年の前では喫煙しないといったことを加えれば良いと思う。	3	この条例は、青少年の心身への影響や非行防止といった観点も考慮しながら制定しようとするもので、大人自身の責務についても規定しています。
321	学校の教師たちの間からも「体罰」や「所持品検査」を求める声が高まっている。大人を罰するのではなく、青少年自身を罰する施策への「方向転換」が必要。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、青少年本人に対する罰則を規定することは考えておりません。
322	幼稚園、小学校時の教育を拡大。未成年時と成人になった後の指導方法に工夫が必要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
323	夜間営業の店舗の増加により簡単に購入できることに問題があると思う。	3	この条例では、夜間営業店も含め、たばこ又は酒類の販売・提供にあたって、年齢確認を徹底していただくことも規定することとしています。
324	学校でたばこ・酒の被害の情報を伝えたいと思う。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
325	たばこ・酒の害を周知することにより、吸わない、飲み過ぎないことを啓発することだと思う。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
326	防止についてはいろいろの対策で良いと思うが少々騒ぎすぎのようではないかと思う。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
327	おおかた骨子案でよしいと思う。ただ、喫煙・飲酒と健康に関わる内容が補足されるとより理解されやすいと思う。	2	喫煙・飲酒と健康に関する内容につきましては、条例案に反映するというよりは、今後、条例等に基づく普及啓発等の施策展開の参考にさせていただきます。
328	青少年の飲酒については、成人の飲酒運転との相関関係の分析結果より社会性のある観点からのさらなるアピールはできないのか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
329	16歳ないし17歳以上の青少年については家庭内など制限がある中でのごく少量の飲酒については問題なしと考えている。	4	家庭内であっても、飲酒に対する抵抗感を下げたままでも考えられますので、保護者の方を含め、誰でも、青少年に対し喫煙や飲酒を勧めないよう規定することとしています。
330	たばこ・酒の害についてきちんと情報を流しているか。まずはそこから始める。たばこは大人も吸わないように取り組む。街中にはたばこの煙があふれている。歩行中、交差点、レストラン、ホテル、集会場、催し場などなど。青少年は見ている。きちんとした対策を。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
331	保護者によっては、青少年の喫煙・飲酒が防止すべき事項であるという意識が非常に弱いので、これをどう啓発していくのか、手法を十分検討する必要がある。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
332	そもそも未成年の喫煙・飲酒の動機は、まずは興味本位から始まるのであるから、「タバコは格好悪いもの」という印象を社会全体で醸成していくべき(条例で謳うのは難しいでしょう)。このご時世でもまだ歩行喫煙しているバカな大人も何とかすべき。青少年の話ではないが、縦割りにならずに考えていただきたい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

333	たばこカード発行に伴う県内の消費者の個人情報をたばこ産業が利用することを禁止し、ガン登録などとリンクして、衛生担当部局で疾病との因果関係を明らかにするための疫学情報として利用するべき。	2	関係業界による年齢識別カード発行に伴う個人情報の取扱いについては、関係法令に従って適正に管理するよう申し入れを行うなど、今後の施策展開の参考にさせていただきます。なお、他者が保有する個人情報を県が利用することは難しいものと考えております。
334	未成年者が喫煙で学校で懲戒されたり、補導などされた場合、購入先を明らかにする制度も必要だ。	4	それぞれの学校や警察において、関係規則等により適切な措置が行われているものと考えています。
335	レストラン、飲食店等で店内禁煙であればたばこ自販機を設置しないことも考えられるので、開店の折りにチェックも。	4	たばこ自動販売機の設置については、国による許可により、設置場所等の一定の制約のもとで設置が認められており、条例により自動販売機を設置しないよう指導することは難しいものと考えております。
336	青少年の喫煙・飲酒は体のために良くないことを折に触れてPRする必要あり。まずは学校等の公共の所から。教育の重大性をひしひしと感ずる。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
337	喫煙や飲酒を勧めかねないCMや広告については何らかの規制をかけても良いのではないかと思う。例えばCMを流す時間帯、CM、広告等のタレントを選ぶときの基準など。	3	たばこや酒類の関係業界においては、国の指導等に基づき、広告等に関する自主規制を実施しています。
338	保護者・県民への啓発が重要である。特に条例の施行の時は肝心。手を抜かず十分な予算を使って周知徹底を。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
339	酒の広告規制を真剣に検討してほしい。	3	酒類の関係業界においては、国の指導等に基づき、広告等に関する自主規制を実施しています。
340	大人と子どもで許されることの範囲が異なることを学校できちんと教えるべき。単に健康上のデメリットを伝えるだけでは大人にのみ許される理由が希薄である。大人は自らの責任で行動するが未成年はそうではない。	3	神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
341	たばこの広告制限はできないのか。	3	たばこの関係業界においては、国の指導等に基づき、広告等に関する自主規制を実施しています。
342	地道な普及啓発活動が必要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
343	市町村との連携・協力体制づくりが必要。	3	条例等に基づく施策展開にあては、関係機関と連携・協力して取り組むことにしています。
344	積極的な施策が期待されるので、施策実施後の効果の把握、実態の把握を行い、さらなる改善が必要なところがあれば施策の見直しができる仕組みを骨子案に入れてほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
345	未成年者が喫煙しないためには、健康被害などの知識を身につけるとともに断る勇気を持つなど、自らの意思で喫煙しない力を身につけさせることが必要である。これは学校教育だけでなく県民全体で取り組むべきなので、条例に盛り込んでほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。 神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
346	ジュースの缶がアルコールが分からないものがあるので、一目で見て分かる缶にしてほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
347	なぜ未成年がお酒を飲んではいけないかもっと教えるべきだと思う。	3	神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
348	家庭のしつけの中で教えるべきだと思う。	3	この条例では、保護者の方に日ごろから目配りや注意を行っていただくよう求めることにしています。

349	保護者、事業者が一体となって青少年に目配り、声かけをすることにより防止する。	3	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、御意見につきましても骨子案に盛り込まれています。
350	大人が見本を示すべき。	3	青少年を教育していただくという骨子案の趣旨には、大人としてマナーを守り、模範となることを求める意味等も込められています。
351	幼児教育から健康に害のあることを教育すべき。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
352	国の専売公社が廃止されない以上、何をしても無駄に等しい。	2	専売公社は既に廃止されておりますが、県としても、国に対して青少年の喫煙や飲酒に対する取組を強化するよう継続的に要望を行っているところです。また、この条例の趣旨を周知することにより、一人でも多くの県民の方に意識して行動していただければ、御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
353	減少傾向にある酒の自販機が、装置を付ければ良いということによって逆に増加するのではないかな。	4	酒類の自動販売機は、国による免許など一定の条件のもとで設置が認められているものであり、これに県の条例ですらに義務をお願いしていくものですので、増加することはないと考えています。
354	近所の酒屋は年齢識別装置付きの酒の自販機が置いてあるが、識別機能が働かず誰でも買うことができる。識別機能をON/OFFできない自販機が必要ではないかな。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
355	本県だけでなく他の都道府県との連携がきわめて重要ではないかな。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
356	一部の大人に対する道徳教育の実施。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
357	国法があっても現実には厳しい状況であり、決定打はないように思う。地道な取組を。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
358	難しい問題に取り組んでおり、大変だと思うが、青少年が熱中してくれるものを見つけてくれれば良い。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
359	たばこ・酒は昔から少年は興味を持っていて、手を出しても親・地域が温かかった。今の子ども達は悪いことをしても放ったらかして、ある意味無視されていて可哀相だ。	3	この条例では、保護者をはじめとする大人達が見守っていることを青少年に知らせることも大切だと考えており、身近な青少年に声をかけるなどの取組をお願いすることにしています。
360	家族連れで居酒屋等に入出入りしていると、子どもの意識が薄くなり、興味が早まる。周囲の大人から意識を変えることが必要。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
361	条例制定による効果に疑問がある。まず法律違反であることを考えるべきではないかな。	2	法律では青少年の喫煙及び飲酒を禁止していますが、その防止のための取組については具体的に規定されていません。この条例の制定により、法律の趣旨も徹底されると考えていますが、御意見につきましては、今後、条例等に基づく具体的な施策展開に当たって参考とさせていただきます。
362	コンビニにたむろしている人たちの補導を警察が強化すべき。	3	補導活動については、警察において適正に行われています。
363	条例がお題目にならないよう努力に期待する。実効性を長く保つには業界を取り込んでの協調体制が不可欠。パフォーマンスにならないよう実態を踏まえ、協力体制の構築に尽力してほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

364	教師は親のせいにして責任を認めないが、昔は親は忙しく、学校では基本的な道徳をきちんと教えていた。学校の役割を自覚してほしい。勉強だけなら塾でよい。孫も学校でたばこや酒の害を教わっていないという。	3	神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
365	条例よりもまずは普及啓蒙が大事。県がやっているのを見たことがない。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
366	そもそも条例で取り締まるものなのか。	4	法律では青少年の喫煙及び飲酒を禁止していますが、その防止のための取組については具体的に規定されていません。この条例は、より具体的な取組内容を示すことによって、青少年の喫煙・飲酒を効果的に防止しようとするものです。なおこの条例は、取り締まりというよりは関係各者が一体的に取り組むことによって青少年が喫煙・飲酒を防止する社会環境を作り上げていくことを目的としています。
367	各自の自覚を促すためにもっと啓蒙活動をしてはどうか。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
368	条例を作っていることを知っている人も少ないから、条例ができた後も周知できるか微妙だ。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
369	条例が定まり、皆が声をかけあうようになれば青少年の喫煙飲酒は減ると思う。時間はかかるが頑張してほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
370	大人が見て見ぬふりをするに青少年が憤っているようだ。責任をもってきちんと指導すべき。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
371	如何なる対策を講じても抜け道はある。酒気帯び運転による事故のニュースが毎日絶えない。大人が見本を見せることに尽きる。	3	青少年を教育していただくという骨子案の趣旨には、大人としてマナーを守り、模範となることを求める意味等も込められています。
372	飲酒喫煙は自殺行為であるとしっかり教育すること。	3	神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
373	酔っぱらい、喫煙者は逮捕して豚箱に入れる。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、御意見につきましては、この条例に反映することは難しいものと考えています。
374	日本たばこ会社をつぶすこと、酒のコマーシャルはしない。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、御意見につきましては、この条例に反映することは難しいものと考えています。なお、酒類のコマーシャルについては、国の指導等に基づき、関係業界が自主規制を行っています。
375	この世からたばこ酒をなくすことが一番良い方法である。この世に酒とたばこは必要ない。	4	この条例は、保護者、県民、事業者、県が一体となって、広く青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げていくことを目的としており、御意見につきましては、この条例に反映することは難しいものと考えています。
376	飲酒運転の刑罰を厳しくするべき。	3	飲酒運転に対する取り締まり等は、国の法律に基づき、警察が行っています。飲酒による危険運転等に対しては刑法で罰則が強化されているところです。なお、この条例は、青少年の喫煙・飲酒を防止するための社会環境を作り上げることを目的としています。
377	条例で定めるよりも子ども達に気軽に声をかけられる社会づくりが最も大切。一声運動や日頃から青少年の育成に取り組んでいる方々の活動を支えていくことが基本だ。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。

378	喫煙飲酒の害を小学校から教える。環境については子どもの方が大人より正しい知識を持っているが、これも教育のおかげである。	3	神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
379	青少年への普及啓発、理解を深めるための広報活動を展開する。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
380	あきらめている大人の意識に問題がある。	3	この条例では、保護者をはじめとする大人達が見守っていることを青少年に知らせることも大切だと考えており、身近な青少年に声をかけるなどの取組をお願いすることになっています。
381	青少年にたばこの害や迷惑なことを教育しモラルの向上を図る。飲酒は自分がどうなるのかを体験させることも必要。	3	神奈川県教育委員会では、県内の全ての小中高校において「喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育」を実施するよう指導しています。
382	どのような防止策を考えても、飲む側、吸う側はさらに頭を使うであろう。最終的には本人の意思に任せるしかない。	2	この条例の趣旨を周知することにより、一人でも多くの県民の方に意識して行動していただけるよう、ご意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
383	未成年者の喫煙飲酒が格好いいと思わせる風潮をなくす。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
384	たばこの自販機の広告が子どもの目の高さになっていることが多いため、たばこに良いイメージをすり込まれている。広告の制限をしてもらいたい。	4	広告規制は全国的な問題であり、県の条例で規制することは難しいものと考えています。なお、たばこの関係業界においては、国の指導等に基づき、広告等に関する自主規制を実施しています。
385	青少年の喫煙飲酒の防止は必要だが、そうした行動に至った青少年の思いについても研究し、対応を考えることにより健全育成につなげてほしい。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
386	日本の将来のため教員・教師の質の向上を高める必要があるのでは。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。
387	コンビニのたばこやアルコール類販売の禁止を求める。	4	たばこや酒類については、国による許可又は免許を受けた者による販売が認められており、条例によりコンビニエンス店での販売を禁止することは難しいものと考えています。
388	保護者、学校など身近なところから取組を始めたら良い。	2	御意見につきましては、今後、条例等に基づく施策展開の参考にさせていただきます。